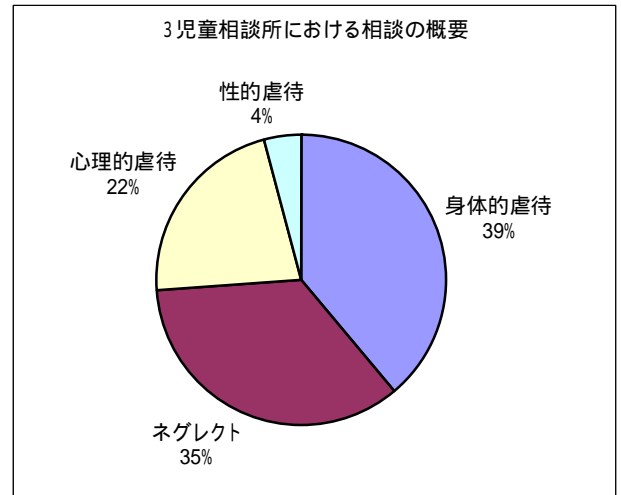
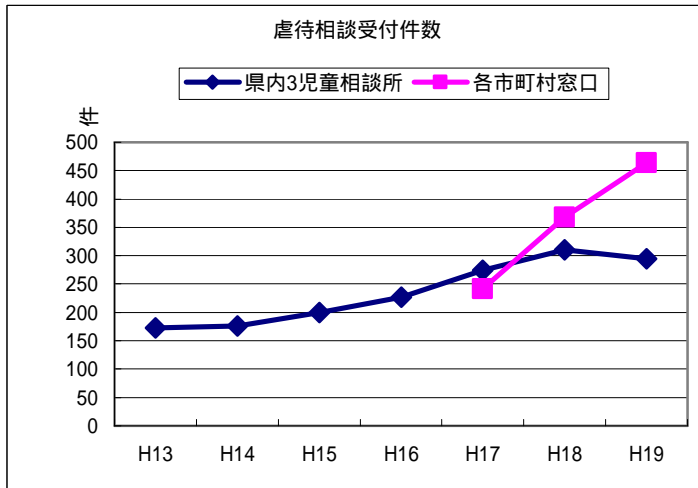


## 児童虐待に対応するために

全国的に、児童虐待に関わる痛ましい事件が報告されています。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、学校の教職員等に対して、児童虐待の早期発見等に努めるべき努力義務を課しています。職員全体で、児童虐待への適切な理解と対応の在り方について学び、早期発見、早期対応、再発防止に取り組むことが必要です。

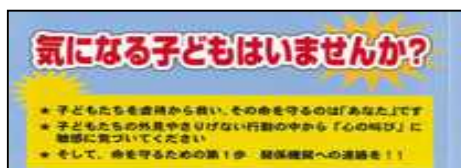


虐待の早期発見に、学級担任が行う毎朝の健康観察は大きな役割を果たします。

健康観察を、先生が一人ひとり児童生徒の名前を呼んで、顔を合わせて行うことにより、普段と違う「違和感」や「小さな変化」をつかみやすくなります。例えば、表情が硬い、目を合わせない、人を近づけない様子、感情表現が乏しい、イライラしている等のほか、理由が明確でない遅刻、欠席、早退が続く場合も注意が必要です。

また養護教諭は、体や心へのアプローチを通して身体的虐待や、本人が気づきにくいネグレクトにも気づきやすい立場にありますので、養護教諭との連携は重要です。児童生徒の「小さな変化」を日常的に交流できる体制を学校内で整えていきましょう。

総合教育センター 研修指導主事 中村誠子



### 【虐待を受けた子どもの学校生活上のハンディ】

大人との安定した信頼関係を築けない。  
 家庭等で受けた虐待行為の「反復」  
 感情・衝動コントロールの困難さ  
 学習の遅れや学習内容の定着の困難さ  
 食やモノへの異常なこだわり  
 侵襲的、攻撃的行動の脅迫的な繰り返し

### 【学校生活での現れ・気づきのポイント】

「いつもと違う」、「何か不自然だ」を大切に  
 子どもと親の様子を総合的に見る  
 学校は「複眼」の組織  
 校内での情報交換が重要

「児童虐待と学校」(文部科学省作成教職員向け研修教材)より

岩手県のHP上には、虐待に関する各種リーフレットや、「児童虐待相談対応 Q&A」などの資料が掲載されています。研修や啓発資料として、御活用ください。

岩手県トップページ > 保健福祉部 > 児童家庭課 > 要保護児童支援

不適応対策に係る情報を発信していきます。不適応対策指導の参考に活用していただければ幸いです。

岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当 (019-629-6145)

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=1813&ik=3&pnp=86&pnp=1779&pnp=1813>